

6. 総事業費の圧縮

6-1 循環型社会形成推進交付金

次期中間処理施設整備事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として、焼却施設は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」、資源化施設（リサイクルセンター）は「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を図る。

「エネルギー回収型廃棄物処理施設」は、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、設備により 1/2 の交付率と 1/3 の交付率が適用される。「マテリアルリサイクル推進施設」は交付対象設備の全てが 1/3 の交付率である。

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設単独）の適用範囲及び交付率を表 1-6-1 に示す。

なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に対する交付率を 1/2 とするメニューは、平成 30 年度までの時限措置とされている。

マテリアルリサイクル推進施設の適用範囲は、表 1-6-2 に示す。

6-2 地方債

地方債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を、外部から調達することによって、負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能や将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かっことを可能としています。地方債のごみ処理施設整備事業に対する充当率は、補助事業（交付金適用範囲）と単独事業（交付金適用範囲外）に区分して各々設定されている。これに対し、地方公共団体が地方債を元利償還する条件は、据置期間 3 年間で償還期間 15 年間となる。

ごみ処理施設整備に対する地方債の元利償還に対し、一定割合の交付税措置（交付税による元利償還金の一部補填）が行われる。この交付税は、各自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保証する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配するもので、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税（固有財源）」というものである。再分配は、各自治体の財政規模を勘案して定められているため、対象とする自治体によってその適用は異なる。

6-3 PPP 手法の活用

廃棄物処理施設等の事業は、施設の建設・運営を自治体（公共）で実施する「公設公営方式」が主体で実施されてきているが、近年では、民間と連携して公共サービスの提供を行う官民連携方式（PPP 手法）のスキームを採用する自治体が増えつつある。また、官民連携方式は、民間資金等を活用する PFI 手法と施設整備資金を公共で調達する公設民営方式（DB0:Design Build Operate、DB+0:Design Build+Operate 等）に分けられる。PPP 手法を適用することにより、自治体自ら事業を実施する場合に比べて、事業に用いられる公共資金（税金等）に対して、より価値の高いサービスを供給できることが期待される。

表 1-6-1 設備区分別の交付率（焼却施設単独）

工事区分	設備区分	代表的な機械等の名称	交付率		高効率エネルギー回収のための方策例
			1/2	1/3	
機械設備工事	第2節 受入れ供給設備	ごみピット、ごみクレーン、前処理破砕機等		○	ごみの攪拌・均質化による安定燃焼
	第3節 燃焼設備*	ごみ投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉本体等		○	炉体冷却及び熱回収能力の向上
	第4節 燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、蒸気復水器、及び付属する機器等	○		高温高压ボイラの採用 低温エコノマイザの採用 タービン排気復水器能力向上
	第5節 排ガス処理設備	集じん設備、有害ガス除去設備、NOx 除去設備、ダイオキシン類除去設備等		○	低温型触媒の採用
	第6節 余熱利用設備	発電設備及び付帯する機器	○		抽気復水タービンの採用
		熱及び温水供給設備	○		潜熱蓄熱搬送、蒸気・温水供給等
	第7節 通風設備	押込送風機、二次送風機、空気予熱器、風道等高効率な燃焼に係る機器		○	高効率な燃焼空気供給方法の採用 排ガス再循環の採用
		誘引送風機、煙道、煙突		○	
	第8節 灰出設備	灰ピット、飛灰処理設備等		○	
	第9節 焼却残さ溶融設備 スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備	溶融設備（灰溶融炉本体ほか）、スラグ・メタル・溶融飛灰処理設備等		○	
	第10節 給水設備	水槽、ポンプ類等		○	
		飲料水製造装置（RO 膜処理装置等）等		○	災害廃棄物の受け入れに必要な設備に限る
	第11節 排水処理設備	水槽、ポンプ類等		○	
		放流水槽等		○	災害廃棄物の受け入れに必要な設備に限る
高度排水処理装置（RO 膜処理装置等）等			○	排水無放流時でも高効率発電が可能	
第12節 電気設備	受変電設備、電力監視設備等高効率発電に係る機器 1 炉立上げ可能な発電機	○			
	その他		○		
第13節 計装設備	自動燃焼制御装置等高効率な発電に係る機器		○	自動燃焼制御による低空気比での安定燃焼	
	その他		○		
土木建築工事仕様	第14節 雑設備			○	
		強靱化に伴う耐水性に係る建築構造	○		
		その他		○	

出典) エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月改訂
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

表 1-6-2 マテリアルリサイクル推進施設の交付金適用範囲

<p>(1) マテリアルリサイクル推進施設</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。） 2. 破碎・破袋設備 3. 圧縮設備 4. 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備 5. 中古品・不用品の再生を行うための設備 6. 再生利用に必要な保管のための設備 7. 再生利用に必要な展示、交換のための設備 8. 分別収集回収拠点の整備 9. 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 10. その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備 11. 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備 12. 燃焼ガス冷却設備 13. 排ガス処理設備 14. 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。） 15. 通風設備 16. スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。） 17. 搬出設備 18. 排水処理設備 19. 換気、除じん、脱臭等に必要な設備 20. 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備 21. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 22. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） 23. 前各号の設備の設置に必要な建築物 24. 管理棟 25. 構内道路 26. 構内排水設備 27. 搬入車両に係る洗車設備 28. 構内照明設備 29. 門、圍障 30. 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備 31. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 32. 前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等 <p>イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。</p>

出典) 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 (環境省)